

《部会規程》

平成 11(1999) . 12(制定)

平成 14(2002) . 11(改定)

(設置)

第 1 条

本学会部門運営委員会規程 2 条により，部門に部会を置く．

(任務)

第 2 条

部会は，特定の専門分野についての会員相互の知識，情報交換により会員の啓蒙，啓発，向上をはかるため次の活動を計画実施する．

- (1) シンポジウム，見学会
- (2) 講習会，講演会
- (3) その他会員相互の啓蒙に資する活動
- (4) 部会活動状況の部門運営委員会への報告

(構成)

第 3 条

部会に，主査，副主査及び幹事を置く．

2．主査及び副主査は，部門長の推薦に基づき，部門運営委員会の承認を経て，部門長が委嘱する．

3．幹事は，主査が指名する．

4．主査，副主査及び幹事は，本学会会員であることとする．

5．部会構成員は，本学会の会員であることを原則とする．

(職務及び運営)

第 4 条

主査は，部会の運営を司る．

2．副主査は，主査を補佐し，主査に事故あるときは主査の職務を代行する．

3．幹事は，主査，副主査を補佐し，部会の運営を分担する．

4．部会は，部会運営委員会を設置するものとし，委員は主査が指名する．

5．第 2 条に掲げる活動を行うにあたっては，会誌やホームページ等を通じてできるだけ速やかに会員に予告するものとする．

6．部会運営委員会に関する事項は，部会において定める．

(庶務)

第 5 条

部会の庶務は，学会事務局が担当する．

(改廃及び発効)

第 6 条

本規程の改廃及び発効は，理事会の議を経るものとする．

附 則

この規定の変更は，平成 14 年 11 月 23 日から施行する．